

令和2年4月10日

「児童の居場所」利用の保護者様

川崎市教育委員会事務局  
川崎市立上丸子小学校  
校長 中西 憲子

## 臨時休業期間中の「児童の居場所」についての調査

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の流行を防ぐために、すべての川崎市立学校において、引き続き5月6日（水）まで臨時休業を行うこととなりました。

「児童の居場所」につきましては、引き続き実施してまいります。この度、国の緊急事態宣言を受け、文部科学省のガイドラインの内容及び神奈川県実施方針を踏まえ、**次のケースに該当する保護者の児童を対象**といたします。つきましては、お手数をおかけしますが、利用日につきまして別紙回答用紙に再度ご記入の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

### 【4月13日からの「児童の居場所」利用者への利用案内の変更事項】

<これまでの利用案内>

共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある児童生徒に対し、学校の教育活動とは別に「児童生徒の居場所」を学校に設けます。



<4月13日以降の利用案内>

共働き家庭など留守家庭の児童、特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある児童生徒に対し、学校の教育活動とは別に「児童生徒の居場所」を学校に設けます。

なお、国の緊急事態宣言を受け、文部科学省のガイドラインの内容及び神奈川県実施方針を踏まえ、上記に該当し、かつ次のケースに該当する保護者の児童生徒を対象にします。

- ・保護者が医療従事者である場合
- ・保護者が、社会の機能を維持するために就業することが必要な者である場合
- ・ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合
- ・障害があることにより一人で過ごすことが難しい場合

保護者の皆様には趣旨を十分にご理解いただき、別紙の回答用紙（学校提出用）にご記入の上、4月13日以降の利用日に必ず学校までご提出いただきますよう、よろしくようお願いいたします。裏面の家庭保存用はご家庭での確認用に保存をお願いいたします。

### 【利用にあたってのお願い】

- 利用前に、必ず児童の健康観察をし、別紙の「健康チェック表」に記入の上、提出をしてください。なお、発熱や全身のだるさなどの諸症状があった場合には利用を見合わせてください。また、利用する場合は、マスクを着用させてください。
- 利用中に児童の具合が悪くなった場合は、必ず保護者がお迎えに来る体制を整えてください。
- 利用時間・利用方法について変更はありません。わくわくプラザを利用しない児童の下校は12時00分に一齐に行います。12時より早く下校する場合は、保護者の方のお迎えをお願いいたします。

【問い合わせ先】上丸子小学校 411-2221

令和2年4月10日

「児童の居場所」利用の保護者様

川崎市教育委員会事務局  
川崎市立上丸子小学校校長

### 上丸子小学校「児童の居場所」利用者へのお願い

この度、国の緊急事態宣言を受け、文部科学省のガイドラインの内容及び神奈川県実施方針を踏まえ、「児童の居場所」利用者を別紙のケースに該当する保護者の児童生徒を対象にしたいと考えています。つきましては、お手数をお掛けしますが、別紙（学校提出用）をご確認していただき、再度ご記入の上、利用日に提出していただくようお願いいたします。

（家庭保存用）

下記の表の利用予定日に○をつけてください

		児童の居場所				児童の居場所				児童の居場所	
		A	B			A	B			A	B
4月13日	月			4月20日	月			4月27日	月		
4月14日	火			4月21日	火			4月28日	火		
4月15日	水			4月22日	水			4月29日	水		
4月16日	木			4月23日	木			4月30日	木		
4月17日	金			4月24日	金			5月1日	金		

#### 【利用にあたってのお願い】

- ・利用予定日に変更が出た場合は、必ず学校に連絡をお願いします。
- ・利用前の健康観察と「健康チェック表」の記入をお願いします。
- ・早退する場合は、お迎えをお願いします。
- ・利用する児童のマスクの着用をお願いいたします。

#### 【13時から引き続きわくわくプラザを利用する場合】

- ・直接わくわくプラザへ「特別利用・申出書」を提出してください。
- ・お弁当の用意をお願いします。

**別紙** 4月13日以降の回答用紙（学校提出用）

上丸子小 学校	年	組
児童名	保護者名	印
緊急時の保護者連絡先①		②

(1) 利用する方は□にチェック又は記載してください。  
 「特に低学年児童など留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある」と  
 いう理由かつ、次の該当する理由にチェック又は記載してください。

- 保護者が医療従事者
- 保護者が社会の機能を維持するために就業することが必要
- ひとり親家庭などにより保護者が仕事を休むことが困難
- 障害があることにより児童が自宅で一人で過ごすことが難しい
- その他（理由をお書きください）

理由
----

(2) 下記の表の利用予定日に○をつけてください。

		児童の居場所				児童の居場所				児童の居場所	
		A	B			A	B			A	B
4月13日	月			4月20日	月			4月27日	月		
4月14日	火			4月21日	火			4月28日	火		
4月15日	水			4月22日	水			4月29日	水		
4月16日	木			4月23日	木			4月30日	木		
4月17日	金			4月24日	金			5月1日	金		

A : 8 : 30 ~ 12 : 00 (わくわくプラザを利用しない。弁当なし)  
 B : 8 : 30 ~ 13 : 00 (わくわくプラザを利用する。弁当持参)